

正 誤

ページ	段	行	誤	正
六二二	改正後欄	九	〇	〇
七二〇	改正後欄	七	〇	〇
八五四	改正後欄	八	〇	〇
九一〇	改正後欄	九	〇	〇
九一八	改正後欄	九	〇	〇
九二五	改正後欄	九	〇	〇
九二七	改正後欄	九	〇	〇

九二九ページ改正後欄終りから一六行目は次のとおり誤り。

コ (略)  
ク 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合同様、ロについては1回を限度として、1月につき、ロについては1回につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ル・ロ (略)  
リ・リ (略)  
リ・リ (略)

リ・リ (略)  
リ・リ (略)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合同様、ロについては1回を限度として、1月につき、ロについては1回につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、イは算定せず、ロは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

ロ・ロ (略)  
ロ・ロ (略)  
九一〇一